

勝山市小規模修繕契約希望者登録制度の手引き

令和3年11月 勝山市 財政課

【一般的事項】

1. 制度の概要

勝山市が発注する小規模な修繕契約のうち、内容が軽易でかつ少額な修繕契約を希望する事業者等を登録し、優先的に業者選定の対象とすることで、市内に本店（一部営業所も可）を有する事業者等の受注機会を拡大しようとするものです。

（1）登録できる事業者等

- ・勝山市内に本店を有する法人、勝山市内に住所を有する個人事業者、その他市が認める者（以下「事業者等」という。）
※建設業許可の有無、経営規模、従業員数等を問いません。
- ・現に自ら業として希望修繕業種に係る業務を行っていること。
※競争入札等参加資格者名簿に登録された事業者等で、小規模修繕契約を希望する事業者等も登録可能です。ただし、申請が必要となります。

（2）登録できない事業者等

- ・勝山市内に本店（「営業所」の場合は市内の各種業界団体及び組合等に加盟していること）を有しない事業者等
- ・成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者で復権を得ていない者
- ・希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を有しない事業者等
- ・市税に滞納がある事業者等

2. 登録者の取扱

勝山市小規模修繕契約希望者登録申請書（様式第1号）を提出し、審査に合格した事業者等は、勝山市小規模修繕契約希望登録者名簿に登録され、併せて庁内に周知されることにより、勝山市が発注する小規模な修繕契約の際に業者選定の対象となります。ただし、業者選定や契約を約束するものではありませんのでご了承ください。

なお、登録申請時の書類審査に合格し、申請を受理された事業者等についてはこの制度による登録業者となりますが、改めて登録通知等はいりません。

3. 申請受付期間

令和3年11月8日（月）～令和3年12月24日（金）

新型コロナウイルス感染症対策のため、勝山市財政課契約検査係に郵送により提出してください。

※上記期間以外でも随時受付しますが、登録までに時間がかかる場合があります。

4. 登録の有効期間

資格適用日から次期の登録者名簿を作成した日の前日まで

（令和4年4月1日～令和7年3月31日）

※有効期間終了後も登録を希望する場合は、あらためて申請による登録が必要です。

5. 登録内容の変更

申請後に、廃業又は住所・代表者氏名等重要な変更があったときは、すみやかに勝山市小規模修繕契約希望者登録変更等届（様式第4号）を提出してください。

なお、変更届は任意様式による届出も可能です。

登録希望業種の変更は、年度途中は認めません。ただし、次のとおり変更申請期間においてのみ変更申請が可能です。

No.	変更申請期間（予定）	適用日（予定）
1	令和 4年 11月 7日～令和 4年 12月 23日	令和 5年 4月 1日
2	令和 5年 11月 20日～令和 5年 12月 22日	令和 6年 4月 1日

【契約に関する事項】

1. 発注の方法

勝山市が小規模な修繕を発注するときは、事業者等に見積依頼を行い、原則として複数の事業者等に見積競争によって、最も低い価格を提示した事業者等と契約することになります。

なお、見積依頼を辞退することは自由ですが、その場合は必ず修繕担当課まで連絡をお願いします。

落札した事業者等には、すみやかに修繕担当課から連絡します。また、見積結果は公表しますので、修繕担当課までお問い合わせください。

2. 契約の方法

契約業者となった場合は、修繕担当課の指示に従って書面（請書又は契約書）により契約します。（ただし、10万円未満の場合は書面による契約を省略できます。）

なお、この制度による契約保証金は原則として免除されます。

3. 契約の履行

契約の履行は、勝山市契約事務規則、その他関係法令に基づき信義に従って誠実に履行しなければなりません。

なお、請け負った契約は、原則として自ら履行しなければなりません。一括下請け（丸投げ）及び市が認めた場合以外の下請けはできませんので、申請時の希望業種の記載範囲は、自ら履行できる業種を記載してください。

4. 請負代金の支払い

請負代金の支払いは、履行完了後に行う検査・検収に合格後、請求に基づき口座振替の方法により支払います。

支払い期間は、正当な請求を受けた日から30日以内となります。

5. 不正行為等の禁止

契約に関して独占禁止法、刑法、その他関係法令に違反する行為は決して行わないでください。業務に関して不正又は不誠実な行為等が認められた場合は、契約解除を含め登録の抹消を行うことになります。

6. 登録者名簿の公表

この制度による登録者名簿は庁内に公表するほか、契約制度の透明性を図る観点から勝山市ホームページに公表します。（商号又は名称のみ）

7. 契約に関する苦情・相談等

契約に関する苦情・相談等は、修繕担当課で受付します。

【申請書の書き方】

1. 住所又は所在地

主たる事業所の所在地を記入してください。

個人事業主が自宅で営業しているときは自宅を事業所として記入してください。

2. 商号又は名称

法人は、商業登記簿の記載に基づき記入してください。

個人事業主は、通常使用している商号がある場合はそれを記入してください。

3. 代表者職・氏名

法人は、商業登記簿に記載された代表者の職・氏名を記入してください。

個人事業主は、商号がある場合は通常使用している代表職名・氏名を記入してください。

4. 使用印鑑

使用印鑑は、登録期間中に見積書・請書・契約書・請求書等に使用することになります。

法人は、法人代表者印を使用してください。

個人事業主は、実印でなくてもかまいませんが、ゴム等の変形しやすいものは認められないのでご注意ください。

5. 電話番号、FAX 番号、Eメールアドレス

電話、FAX、Eメールアドレスは、重要な連絡手段となりますので、必ず連絡がつく番号等を記入してください。

6. 登録希望業種、資格・免許等

コード	修繕業種	具体的な修繕内容	【必須】資格・免許等
1	造園	植栽、門、柵、塀、ネット、フェンス、遊具、錠鍵	
2	大工・木製建具	大工、木製工作物、襖、障子	
3	左官	モルタル、ブロック、れんが、タイル、石積	
4	屋根板金	屋根、板金、雨樋、外壁	
5	ガラス・金属製建具	ガラス、サッシ、シャッター、網戸	
6	内装	壁紙、床、カーペット、クロス、間仕切り	
7	畳	畳	
8	電気設備	電気設備、放送設備	「電気工事士免状」及び「電気工事業届出」
9	照明設備	照明設備	「電気工事士免状」及び「電気工事業届出」
10	空調設備	空調設備	「電気工事士免状」及び「電気工事業届出」
11	給排水衛生設備	給水設備、排水設備、衛生設備、水洗トイレ設備	「勝山市指定給水装置工事事業者」及び「勝山市排水設備指定工事店」
12	ガス・石油設備	ガス給湯設備、石油給湯設備	液化石油ガス設備士
13	消防設備	消防設備	消防設備士免状

「修繕業種」は、自ら履行できる具体的な修繕について3業種以内まで登録できます。修繕業種の希望順位は、業者選定の優先度に影響する場合がありますので、十分ご確認の上記入してください。

また、資格・免許等が必須である業種がありますので、その名称を記入し、資格者証、免許証等の写しを添付してください。上記のほかに、資格・免許等が必要となる修繕の場合は、それらを取得している事業者等に発注しますので、取得している資格・免許等があれば、資格者証、免許証等の写しを提出してください。資格・免許等を必要としない業種であっても、取得している資格・免許等があれば、資格者証、免許証等の写しを提出してください。

7. 市税納付状況調査同意書（様式第2号）

勝山市から課税されている全税目（市民税、固定資産税・都市計画税、法人市民税、軽自動車税及び国民健康保険税）について、申請期間中に滞納無状況を確認するため、市税の納税証明書代わりに、市税納付状況調査同意書を提出してください。

※勝山市の「一般業務委託」又は「物品等」競争入札等参加資格を同時に申請する場合は、書類の添付を省略できます。

8. 提出書類

No.	提出書類	提出区分	※「一般業務委託」又は「物品等」同時申請による省略
1	申請書（様式第1号）	必須	不可
2	市税納付状況調査同意書（様式第2号）	必須	可
3	資格者証、免許証等の写し	該当者のみ	不可

様式等は勝山市ホームページ（便利なメニュー「入札情報」→「入札参加資格」）(URL <http://www.city.katsuyama.fukui.jp/>)でダウンロードできます。

9. 提出方法

新型コロナウイルス感染症対策のため、勝山市財政課契約検査係に郵送により提出してください。

【 担 当 】

勝山市役所 財政課 契約検査係

〒911-8501 福井県勝山市元町 1-1-1 勝山市役所 財政課 契約検査係

E-mail keiyaku@city.katsuyama.lg.jp

お問い合わせはEメールをご利用ください。お電話でのお問い合わせにはお答えいたしかねますのでご了承ください。回答は次開庁日になる場合がありますのでご承知ください。

令和4・5・6年度 勝山市小規模修繕契約希望者登録申請書

令和 年 月 日

勝山市長 殿

勝山市が発注する小規模修繕契約を受注するため登録を申請します。

登録状況	新規 ・ 継続	登録番号 記入しないでください	
住所又は所在地	〒911- 勝山市		
商号又は名称	カガナ		
代表者職・氏名	カガナ		使用印鑑
電話番号	— —		
FAX番号	— —		
Eメール アドレス			

修繕希望業種（3業種以内）

希望順位	コード	修繕業種 (希望順に記入すること)	資格・免許等の種類・名称等
1			
2			
3			

※この申請書に押印する使用印鑑は、見積書・請書・契約書・請求書に使用することになります。
 ※記入にあたっては「勝山市小規模修繕契約希望者登録制度の手引き」を参考にしてください。
 ※資格・免許等が必要な業種を申請するときは、資格者証等の写しを添付してください。
 ※修繕業種の希望順位は、業者選定の優先度に影響する場合がありますので、十分ご確認の上記入してください。

受付印	備考
-----	----

市税納付状況調査同意書

令和 年 月 日

勝山市長 殿

(申請者)

所在地

商号又は名称

代表者職氏名

(個人事業主の場合)

生年月日 大・昭・平 年 月 日

勝山市競争入札等参加資格審査申請の審査に当たり、勝山市が資格審査のために勝山市税の納付状況を調査することに同意します。

【注意事項】

市税納付状況調査同意書（勝山市様式第2号）（法人・個人で勝山市からの課税がある場合のみ）

- ・納税証明書の代わりに、市税納付状況調査同意書を提出していただきます。
- ・勝山市から課税されている全税目（市民税、固定資産税・都市計画税、法人市民税、軽自動車税及び国民健康保険税）について、申請期間中又は追加申請期間中に滞納無状況を確認させていただきます。

※勝山市チェック欄（勝山市が記載）


登録番号	No.
【入札参加資格申請状況】	
一般業務委託・物品等・小規模修繕	
当初申請	未納無し

令和4・5・6年度 勝山市小規模修繕契約希望者登録申請書

令和 3 年 12 月 1 日

勝山市長殿

勝山市が発注する小規模修繕契約を受注するため登録を申請します。

登録状況	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 ・ <input type="checkbox"/> 継続	登録番号 記入しないでください	
住所又は所在地	〒911-8501 勝山市 元町1-1-1		
商号又は名称	カガナ チャマゴンセツビ (株)チャマゴン設備		
代表者職・氏名	カガナ カツヤマ タロウ 勝山 太郎	使用印鑑 	
電話番号	(0779) - 88 - 1116		
FAX番号	(0779) - 88 - 1119		
Eメールアドレス	abc@city.katsuyama.lg.jp		

修繕希望業種（3業種以内）

希望順位	コード	修繕業種 (希望順に記入すること)	資格・免許等の種類・名称等
1	8	電気設備	第1種電気工事士、電気工事業の業務の適正化に関する法律に基づき電気工事業を開始した旨の届出受理書
2	3	左官	2級左官技能士
3	13	消防設備	消防設備士(甲種第1類)

※この申請書に押印する使用印鑑は、見積書・請書・契約書・請求書に使用することになります。
※記入にあたっては「勝山市小規模修繕契約希望者登録制度の手引き」を参考にしてください。
※資格・免許等が必要な業種を申請するときは、資格者証等の写しを添付してください。
※修繕業種の希望順位は、業者選定の優先度に影響する場合がありますので、十分ご確認の上記入してください。

受付印	備考
-----	----